(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市本高字舞シ谷四五八の一、四五九の一、字茶屋土居ノ一　四六六、字小松原ノ一　四七〇の一、四七〇の二、字下土居ノ一　四八二、四八三、四八六、四八七、字神子ケ谷ノ一　五〇九の二
(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市上田沢字大久保一の一、二八
(二)　保安林として指定された目的　水源のかん養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県鶴岡市大鳥字蘇ノ岡一の二、一の三、一の一二、一の一八、一の一九、一の二三から一の二六まで、大網字下山一の一、谷定字母狩東平一の一、一の二、坂野下字峠下三〇の二、松沢字和田上一の三、一の一二、九の一、九の二、九の五、酒田市成興野字須郷一の二、一の四（次の図に示す部分に限る。）、東田川郡庄内町狩川字大堰台八の三、字笠山四四四の一、清川字花崎一六六、肝煎字大越山一の二（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字須郷一の二、一の四（次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁並びに関係市役所及び庄内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町南字向山大鳴五一三の一から五一三の三まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字郷原字下夕西山四二九から四三五まで、四三五の一、四三六から四四六まで、字上江西山四五二から四七〇まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡智頭町大字奥本字石休八四七、八四八の一、八四八の二、八四九から八五一まで、八五二の一、八五二の二、八五三、八五四、八五五の一、八五六の一、八五六の二、八五七の一、八五八、八五九、八五九の一、八六〇から八六三まで、八六三の一、八六四の二、八六五、八六五の一、八六五の二、八六六から八六八まで、八六八の一から八七一、八七二の一、八七三、八七四の一、八七四の二、八七五の一、八七五の二から八七五の五一まで、八七五の五三、八七五の五四、字長谷八七六から八七八まで、八七八の一、八七九から八八七まで、八八七の一、八八八、八八八の一、八八九の一から八八九の六六まで、八九〇、八九〇の一、八九一、八九二から九〇〇まで、九〇一の一から九〇一の三六まで、九〇二の一
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十二年七月二十六日
農林水産大臣　山田　正彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町島字大鳴四七四から四七六まで
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）